

●批評

認識論における『Tsubame アプローチ』

Katsuo IKEDA 池田勝雄

(1) 『Tsubame アプローチ』の再考

110一八年から110一九年にかけて法人つばめ会は一つの文章の作成に努力してきた。一つは地域の障害福祉の充実を願つて執筆した論文「障害児療育から見る社会分業の有機的連帶について」(『社会理論研究』第一九号掲載二〇一八年一二月発行)、もう一つは現場の療育力を高めるために職員と保護者向けに発行したパンフレット『共感的受容と交流理論におけるTsubameアプローチ』(二〇一九年五月発行)である。二つの文章は表裏一体ともいえるもので、法人つばめ会が内と外で障害福祉の本来的な役割を果たすための理論的支柱といえる存在で、様々な機会に関係者に紹介している。

本稿はそのうちの一つ、パンフレット『共感的受容と交流理論におけるTsubameアプローチ』の一部を自己や事物の哲學的認識論から論証しようとするもので、現場実践や研究から重ねてきた検証を糧に「論拠」を明らかにしようとするとするものである。それ故この拙稿では現場の事例がいくつか挙げられることになる。

拙稿「障害児療育から見る社会分業の有機的連帶について」は、地域社会での障害福祉分野の課題を、①良い意味での「日本型アプローチ」の必要性②法人つばめ会の理念③教育と福祉の有機的連携、という三つの視点で論じたものだった。どの視点も拙稿「共同体論から見る日本型カースト制度」(『社会理論委員会』第一四号掲載)をベースにしている。

法人つばめ会は論文「障害児療育から見る社会分業の有機的連帶について」

執筆の翌年にパンフレット『共感的受容と交流理論におけるTsubameアプローチ』を制作した。法人つばめ会の独自アプローチである。このアプローチ全体で強調されていることは、子どもたちが自分の心をコントロールする力を主体的に育んでいくことだ。石井哲夫氏の受容的交流理論を応用・発展させたもので、障害福祉の現場で大きな課題となっている利用者のパニック時に有効に対応できることを心掛けている。職員・保護者向けの小さなパンフレットとは言え、現場で起こっているすべての事象の中から新しいアプローチに関連する事象を抜き出し、その意義を理解し意味のある連続した事象として関連付け、なおかつそれを一つのアプローチとしてまとめていく作業は素人に近かつた筆者には大変困難な作業ではあった。対話(モデルとなつた職員との対話)、調査・研究、現場へのフィードバックを丁寧に繰り返してアプローチの精度を高めてきた。今でも効果のあるアプローチとして地域の福祉や教育の関係者からは重視されている。

しかし発行から歳月を重ねてきた現在時点で数々の現場実践からあらためて検証するとき、法人つばめ会の理念を深めていくためには、このパンフの一部を心理学ではなく哲學的な認識論から再考していく必要性があると考えた。心理学、とりわけ実証心理学や臨床心理学は今日の精神医学や発達心理学の診療に大きな成果をもたらし、今日現在も進歩し続けている。例えば後述する操作的診断法によるアルゴリズムの確立などは医学の発展に数々の功績を残してきた。それにもかかわらず、いわば心理学上の行動主義を前提にする操作的診断法への疑問や批判は多く、おそらくは将来にわたって結論が出ないのでないかと思われるほど混迷しているようと思える。行動主義が人の意識ではなく客

「単純に衝動で、行動のみを対象とする行為だからである。これは人間の「こころ」を合理的であるとする正統精神医学の流れの中にあると考へられる。これに対しフロイトが確立した精神分析は力動精神医学となるが、それは人間の「こころ」を不合理とするもので、「人の意識ではなく客観的に観察できる行動のみを対象とする」行動主義に相対置するものと考えられる。それにも関わらずとりわけこの操作的診断法に関しては、精神医学上の二つの大きな流れ、すなわち正統精神医学と力動精神医学の流れがそれぞれ距離を置きながらも互いに補う形で影響を与えており、一層複雑な様相になつていて。例えば、力動精神医学派の精神医学者サリヴァンはWHOを創設した偉大な学者だが、操作的診断法を確立したことでもよく知られている。「対人関係論を精神医学である」とする力動精神医学派サリヴァンが操作的診断法を確立したことこそが両派の相互影響の象徴ともいえる。

「合理的心理学は、認識を拡張するものとしては、何の効用も有しておらず、拡張された認識であるかぎりではまったく誤謬推理のみから組み合わされてい る。」

(カント)『純粹理性批判』p424,425 A383)

そうした理由もあり、今回の検証は図らずも今日の障害福祉分野の根幹にかかる課題を明らかにしていく作業となつた。「目に見えるもの」だけで子どもたちを判断する傾向が続くのであれば、「じいろ」を分析する心理学を離れ、その源流たる哲学による認識論に立ち戻り、そもそも「現存在としての人」がどのようにして周りの実在的世界とそれに関わる自己を認識するのか、そのような哲学的認識論から見る発達に関する障害とは何かと思考の「転回」が必要となると考えた。発達障害における課題を哲学的認識論、とりわけ一八世紀の哲学者カントの構成主義から論証することを奇妙に思われる読者がいるかもしれないが、この点についてカント研究者の中島義道氏は、彼の著書で、カントの構成主義による認識論は発達心理学的な過程ではないこと、つまり時間的でなく論理的な先後関係を論じていると指摘しながらも、以下のように記述して いる。

この相互影響の象徴ともいえる。この精神疾患のみならず成長期の子どもたちの発達障害までエリヤを広げたことがあり、幼児や児童・生徒に関する障害福祉分野にも大きな影響が出てくるようになつた。操作的診断法とそれに基づくアルゴリズムが、意識や無意識を主観的なものと軽視する心理学的行動主義と多く重なるからである。臨床心理学を土台にする精神医学は、当然のごとく教育や福祉に大きな影響を及ぼしている。とすれば、「今までよいのか」という障害福祉に係る人たちの素朴な不安はこの先も長く続くと考えられる。「素朴な不安」ととりあえず表現したが、こうした不安定な状況下で日本特有の精神医療がまかり通っているともいわれている。例えば、多動な子どもは成長とともに落ち着きだすのがほとんどと言われるが、脳が発達段階にある八歳以前に療育として薬が服用されるケースが増えているとすれば、事態はむしろ深刻と言わねばならない。その日本特有の精神医療が拙稿「共同体論から見る日本型カースト制度」(『社会理論委員会』第一四号掲載)でいうアジア的共同体もしくはアジア的共同体的な混乱を予想していたわけではないだろうが、「純粹なたましい論の総体をめの特有の共同体間分業を基層にした体制内強化によるものであれば、根本的な見直しが必要になつてくる。一八世紀の哲学者カントが現在の臨床心理学上

(2) 哲学者カントの誤謬批判

前出の哲学者カントは近代哲学の祖と言われ、イギリス経験論と大陸合理論の融合をはかつたとされる。カントは外的 세계である実在世界と自己認識について、著書の『純粹理性批判』等で従来の哲学や心理学にたいして厳しく批判を展開しながら、普遍的な原理から人の認識を再考察する。主觀が外的 세계に実在する対象に一致することが当然視されていた従来の認識論にたいし、対象が意識をそのまま規定するのではなく、意識が対象を規定するという「コペルニクス的転回」を解き明かし二元論を確立する。発達障害に苦しむ子どもたちや親たちのために発達障害とはそもそも何かとその本質から改めて問い合わせることは、哲学者カントが超越的論理学という普遍原理から再考察した「変革」と重なる。病状ではなく病因と言う根源に迫って、子どもの治療や成長を目指す、それこそ「転回」となる考察となるからだ。

いてはときに「懷疑論」(アナーキズム)の介入を許しながらも総じて独断論者による專制だったとし、ロックなどのイギリス經驗論に対しても、それは理性ではなく経験に認識の源流を求めた僭称された女王だと言う。そして從来の形而上学の独断的支配を「混沌と闇夜の母」という。こうした「揶揄」が妥当なのかどうかは哲学全般にわたる理解の浅い筆者には判断しにくいが、彼はその法廷では、「理性の正当な要求については理性を擁護し、これに対してもいつさいの根拠なき越権に関しては、強権發動によつてではなく、理性の永遠にして不变な法則にしたがい却下することができる。そしてこの法則こそが、純粹理性の批判そのものにほかならない。」(純粹理性批判)第一判序文P3)とする。さらにカントは続けて同ページの注釈で以下のように説明する。

私たちの時代の思考様式が浅薄であつて、根本的な学問が衰退しているとする嘆きは、くりかえし聞かされている。けれどわたしの見るところでは、基礎がしつかり確立されている学問、例えば数学や自然科学などには、こうした批

(3) 不可解なケース会議（事例一）

難はまつたく当たっていない。かえて根本的であるという古来の名声を保持し、自然学については凌駕さえしている。他の種類の認識にあつても、その原理の是正さえ配慮されるなら、根本的であるという、まつたくおなじ精神が十分に示されるだろう。そうした是正が行われていないところでは、無闇心や懷疑、最後に厳密な批判こそがむしるある根本的な思考様式をあかしているのである。私たちの時代はほんらい批判の時代であつて、すべては批判のもとに置かれなければならない。宗教はその神聖さにより、立法はその厳肅さによつて、総じて批判を免れようとする。だがその場合には、宗教や立法は当然の疑惑を自分に呼びおこし、紛いものでない尊敬を要求することができない。そうした尊敬を理性が是認するのは、理性の自由で公共的な吟味に耐えたものに対してもだけなのである。

(中島義道著『カントの自我論』p76)

病因に迫らない医療のもたらす弊害は多く、それは福祉との連携にも影響を及ぼす。医療と福祉の連携で残念な事例は枚挙の暇がないほど多い。福祉の側は保護者を通じて一方的に診断結果を知り得るだけである。操作的診断は症状と経過で判断されるが、福祉や教育現場での経過を取得すること無しで判断されているということだ。改善を図わせた事例もある。私が知る限りではその場合でも実際にはほんの少しの前進である。

例えば二〇一二年一〇月に実施されたある姉妹のケース会議。この会議は医療側の要請で行われた。医師からの要請で関係者が会議を持つことはまれな

例である。パターナリズムの強いわが国で医師がこのようなケース会議を要請し開催されたこと自体は評価できることと考えているが、実際の会議の中身や経過は評価できないことが多くあった。医療と福祉の連携強化を願いかなりの時間と労力を費やした筆者とスタッフは、やがて来るケース会議の準備、実施、事後の確認という時間の経過のなかで、この案件での「医師からの要請」は必ずしもパターナリズムを克服しようとしたものではなかったと失望することになつた。二人の姉妹にはそれぞれ別の主治医がいて、その時の呼びかけは妹の出席するほどのまでもなく、肝心の妹の主治医が欠席したからだ。その理由は明らかにされないままであった。しかも進行の役割を担つた相談事業所からは事前に「絶対に言えないことがある」と知らされていた。会の開催を提案した主治医の欠席、重大事項であることを秘匿したまま関係者に協議させる医師の姿勢にこそ強いパターナリズムを感じざるを得ない。その会議では、「絶対に言えないことがある」という相談事業所の説明があつたので、正確を期すためケース会議でいつも提示している法人つばめ会の書面でのアセスマントシートは控え法人つばめ会には五つの事業所がある。姉妹はその内の一つに放課後や長期休暇にほぼ毎日通つていて、姉も妹も家や学校でかなりのストレスを負つているようである。通所直後は「荒れる」ことはあつても、共感的受容と交流を大切にする『Tsubame アプローチ』が功を奏して穏やかで楽しい環境の中で落ち着きを取り戻し、個別や集団のセッションに参加して、心を安定させて帰宅をしている。姉妹ができることも増えていて療育がかなりの効果をあげていると考えている。このように事業所の中でひどいパニックになるようなこともあまりなく成長を続けていたので、このケース会議が持ち掛けられたときは職員一同驚いたものだ。

しかし前述したとおり、会議を提案した医師の出席していないことを知る。妹の主治医はかなりの量の複数の薬の服用にもかかわらずパニックが収まらない、その心労で母親まで向精神薬を服用しだした現状に危機感を抱いて関係者が推察できるがどうだろうか。

(4) 障害の類型化への違和感

この会議を振り返る限り、会議をもちかけた妹の主治医に『ADHDの診断・治療ガイドライン』によるアルゴリズムを理解していたように思えない。悪く言えば手に負えなくなつたので福祉や学校、行政関係者に責任を転嫁したようにも推察できるがどうだろうか。

ケース会議は特別な事情の中で開催される場合が普通である。いわば非日常的な会議である。『Tsubame アプローチ』再考の動機は、前述したとおり現場での実践を踏まえてより本質的なところからアプローチを論証しようとするものである。しかし、非日常的なケース会議等での疑問とは別に、障害福祉の現場で日常的に感じる素朴な印象も再考動機の一つになる。それは障害福祉と深くかかわっている分野、すなわち医療や教育の関係者と、筆者が関わっている福祉分野の現場との意識の差である。違和感のある印象自体は他にも多くあるが、ここでは障害名そのものを直接介助にあたつて大して意識しないことや、診断された障害名とは別の障害名を疑いがちになることなど、いわば障害の類型化への素朴な疑問である。後述するがこの違和感は動機であると同時に現場の混乱や弊害が背景にある。

現場で障害児を直接介助している施設スタッフの多くは対象の子どもの障害名を頭の片隅に置いてはいても日常的に意識することは少ない。学校現場の教師あるいは子ども園の保育士も同様と思われる。意識が薄いからと言うて日常業務に不自由をきたしているかと言えばそうでもない。おそらくは当該の子どもの関係者ケース会議の時ですら課題となる不適切な行動をめぐる協議がほとんどで、障害名そのものが議論の対象となることは少ない。子どもたちと直接かかわっているスタッフが特定された障害名をそれほど必要と感じていないのか、障害を認定する行為すなわち診断が他の関係者ではできない医療機関の専権事項ゆえに議論や意識の対象になりにくいのかなど、理由は様々考えられる。しかし理由はどうあれ、仮に個人の認識の違いを考慮に入れるにしても、福祉スタッフと職務上発達段階や障害名にこだわる研究者や医療関係者との意

の会議を提案したと推察される。このケースは服薬の副作用も十分に考慮され必要がある。医師からの会議の要請であるならば対象児童の診断・治療についてつまびらかに明らかにすべきと思った。ありがちな「過剰診断による過剰服薬」の結果なら一層自らが説明し出席した関係者に協力を求めなければならぬ。しかも「絶対に言えないことがある」という「予告」にあるように診断の柱でもある経過（環境）という重要な部分を隠蔽したままではどのような協議をするべきか判断ができない。ケース会議をこのような形で実施させる医療側の姿勢に不信感がつくる。何年にも渡つて成長期の子どもに向精神薬を服用させ、その効果が出ず問題行動が多くなつて母親の不安が増している責任を

福澤や教育の側に転嫁するためには会議を開催させたままである。関係者の（法人つばめ会、学校、医療福祉センター、福祉課、子ども未来部、学校教育課、福祉相談支援課）からの報告の前に二つの医療機関からの簡単な報告が伝達される。姉は安定して成長しだしているが、妹の最近の問題行動に母親が困惑しだしているという。それを受けての各機関からの報告は言わば小間切れのような課題があることが見えてくる。そこで法人つばめ会は、学校や家庭でストレスを強く感じた時でも事業所の取り組みによって心が静まり心をコントロールできている状態で家庭に戻せていることをまず報告し、そのうえで議論の中で親子関係や服装や体の臭いなどの気になる点について以下のような問題提起をする。①母親の負担軽減、姉妹の社会的自立に向けた関係機関の役割の確認（総論は賛成だが具体的に話は進まず）②ストレス対抗できるレジリエンスの培い（向精神薬の常用への穏やかな抗議）③洗濯や整理整頓を中心の将来の社会的自立に向けたSST（生活モデル）からの提案 法人つばめ会と学校が担うことになる④姉には無く妹にだけコンサータを服薬させていることは是非（回答はいまだに無い）、の四点である。蛇足ではあるが、振り返ってみると会議のなかで積極的に提案をしたのは結局法人つばめ会だけであつたような気がする。法人つばめ会は学校と連絡をとりながら自ら提案した洗濯等のSSTを実践しているが、主治医等からの連絡は何もない。

なんらかの精神機能にハンディキャップを見出したとき、その精神機能が識の差はかなり大きい。論証をすすめていく上でこの現象は専門性の高さ低さによる差と漠然と認識していたが、認識論による『Tsubame アプローチ』の再考過程で「あながちそうではない」と考えるようになった。専門職ゆえの確定された枠組みの中での思考か、それとも直接介助の中で総体として個人をどうえようとするかの違いのように思える。つまり与えられた職務遂行上の思考形式の差ではないかと考えるようにになった。この点に関して、発達心理学に造詣の深い精神科医の滝川一廣氏はこれまでの自閉症研究に触れて以下のように指摘している。今では福祉現場での違和感は氏の指摘するような研究の偏りが真因ではないかと思っている。

自閉症を「発達障害」として精神発達の構造においてどういえんとすれば、おなじで自閉症研究は久しく発達論を斥けてこなかつたでしようか。発達に目を向けても、発達年表によって発達段階を区分して自閉症の重さの尺度とするのだと発達を媒介する対人交流、関係性の問題を追及しなければなりません。そのため実証から解釈への思弁が逆立ちになるのですね。（中略）自閉症研究は久しく発達論を斥けてこなかつたでしようか。発達に目を向けても、発達年表によって発達段階を区分して自閉症の重さの尺度とするところ止まりでした。発達論の排除、これが結局、自閉症理解の壁となつてこなかつたかと、あえて省みたいのです。

（滝川一廣著『こころ』の本質とは何か—統合失調症・児閉症・不登校のふしき ちくま新書 p155）

法人つばめ会はあくまで現場の実践を踏まえてアプローチ理論の構築を図っている。認識論から『Tsubame アプローチ』を再構築していく作業も同様である。あくまで実践からの理論構築なのである。それ故現場の違和感が重要な理論構成のモチーフになる。『Tsubame アプローチ』の理論的基礎は、今生

きている私たち、すなわち現存在を時間的存在と規定することだ。それは事物及び自己の認識には直観の形式たる時間と空間の実在が不可欠でなければならないからだ。カントによれば、時間も空間も外的直観の「純粹形式」であるが、空間は外的現象に限られた純粹形式であるとされる。しかし時間は「内官の形式」としても位置付けられ、「私たち自身とわたしたちの内的状態を直観する形式」だとする。自己認識は内的感官にて漠として存在している自己を経験的に認識することとされる。そして、時間という内官の形式を通し私という現存在が自己意識の過程をへて自己認識に至るのである。その際、外的現象との連関において自己の存在意識が規定されることとなる。それ故自己認識において現存在は時間的存在と規定される。

カント研究者である中島義道氏はこの過程についてカント哲学を綿密に分析し、今生きている私たちが外的経験を通して内的経験、すなわち「こころ」を積み上げるということ、またその際、他者の外的経験をも構成し、他者の内的経験すら間接的に構成するとしている。(中島義道著『カントの自我論』p289) それ故「すべての現象一般つまり感官のあらゆる対象は時間のなかにあり、必然的に時間の関係のうちにある」(カント著『純粹理性批判』p284)とする。

他者の外的経験を直接構成し、内定経験をも間接的に構成するときこそ効果的な福祉的アプローチの機会となる。私たちは、自分が何者かを語るとき、外部からの情報を用いる。外部の事象との関係性からでしか自らを「把握」すら立たれている。

もし直観の形式たる空間と時間が自己の内部でたしかな存在でなければ、人は自己も自己を取り巻く世界も上手く認識することができない。それゆえに精神発達の遅れが生じ、自己を取り巻く実在世界たる社会での失調に至つてしまう。決して診断の確定によって類型化された障害名が当たり前のように最初から存在しているわけではない。このような認識論プロセスを前提にして『Tsubameアプローチ』を再考する。

前出の中島義道氏は著書の『カントの自我論』で、カントの自我論を以下

のよう紹介する。

私が客観的世界もその世界における物体も数学的世界も、他者の「こころ」も自分自身の「こころ」でさえも、幻覚や夢も、およそこの世にあるすべてを構成するのだ。私とは、このような構成する能力をもつものとしてはじめて設定される。それが根源的自我(純粹統覚および超越論的統覚)である。その自我が次第に世界のさまざまなものを作成する仕方が、自我論のすべてである。しかも、そこには構成の順序があり、統覚はまず物理的世界(実在的世界)を構成する。そして、その実在的世界の構成作用を通じて、次に私が現に体験してきたことの系列としての私の内的経験を、さらに副産物として他者の内的経験をも構成する。固有の経験を内的経験として、また他者の経験をも構成するのである。

じつは、私とはこの構成をすべて終えた段階で、物理的実在的世界のうえに私の固有内的経験や他者の内的経験が位置づけられてはじめて全貌を現す。(『カントの自我論』p14,p15)

(5) ケースワーカーの戸惑い

福祉理論の柱でもあるケースワーカーの歴史(転回)にも重なることが多い。ケースワーカーの理論は医療モデルから「生活モデル」、「ストレングスモデル」へと年代を追って変遷してきた。理論の変革をもたらせたのは現場のケースワーカーの違和感である。前述した三つのモデルは確立された時代が異なるとはいえいずれも現在でも有効なものだとされているが、前述した障害福祉現場スタッフの障害類型化への違和感と視点が重なるのが「生活モデル」からみた「医療モデル」の限界だ。

「生活モデル」は「医療モデル」の限界を論じたジャーメインなどによつて体系化される。ケースワーカーなどの福祉関係者専門職と認知されたのは、一九六〇年代に登場した「生活モデル」の登場によるところが大きい。本稿の「生活モデル」の尊厳を損なうというのである。「医療モデル」に倣うならば、「徹底したアセスメント主義」とでも表現すればよいのだろうか。どんなに立派な人や環境の評価もその結果を機械的に表面的に評価するだけならば、当事者やその家族、支援者の意識は問題の根源的解決や人間の成長には向かわず、アプローチも対処療法的なものになる。そこで「生活モデル」にストレングス視点を導入することになる。「普通の生活を映し出し、人々の強さを引き出し育てる」(前出)アプローチに向かう。こうした「医療モデル」→「生活モデル」→「ストレンガスモデル」という対人援助の発展は、対象である人間を総体として捉え、より根源的な課題の解決へ向かう流れと考えられる。ジャーメインとギッターマンは新しい「生活モデル」実践の特色を次の二〇項目にまとめ、その組み合わせで「生活モデル」を特徴付けている。現存在を時間的存在とし、様々な病理を社会的失調とする『Tsubameアプローチ』の認識論から見ても十分に理解できる特色づけといえる。理解を深めるために以下に列記してみる。

- 一・専門職業の機能には、個人、家族、集団、地域社会を扱う実践、そして、組織的・政治的権利擁護を含有。
- 二・多様性に鋭敏な、エンパワ的なそして倫理的な実践。
- 三・パートナーシップとみなされるクライアントとワーカー関係

テーマ、つまり発達障害の本質を認識論から求めていくことは、医療モデルでの診断主義の限界を分析することになる。これは生活モデルの提唱で診断主義ともいわれる医療モデルの限界を論じてきた点では重なる。今日の障害福祉のワーカーと同様に、当時のソーシャルワーカーたちもおそらくは「医療モデル」で行う診断―治療に多少なりとも現場感覚として違和感やその限界を感じていたと推察する。その違和感が新しいアプローチ創造の継続的な動機となる。「医療モデル」は「調査―診断―治療」の過程を重視し、結果として課題を抱える個人にその課題の原因を求める傾向となつた。それゆえ診断主義アプローチに代表されているといわれる。しかし、「徹底した診断主義」は時に個人の自尊感情を損なう場合があり、おそらくは当時のケースワーカーは少なからず心を痛めていたに違いない。前述した違和感の伴う現場感覚である。「生活モデル」はシステム論に基づき、その支援の対象を個人から環境にまで広げる。これによつて個人が自己肯定感を高めるアプローチが可能になつたといえる。

その「生活モデル」でも「徹底した診断主義」の冒す過ち、つまり「医療モデル」同様に個人の自尊感情を損なう欠点が明らかになつてくる。「生活モデル」の創始者であるジャーメインとギッターマンは、二〇〇八年に「ソーシャルワーカー実践と生活モデル」の改訂版を発行している。これはストレングス視点を大きく採用した新たな「生活モデル」の提示となつた。この改訂版発行の動機、すなわち形式的なアセスメント(評価)の欠点について冒頭(はじめに)に以下のように述べている。

我々はごく普通の生活を映し出し、人々の強さを引き出し育てる。初版では、生活上の問題の概念を発展させ、事前評価(アセスメント)や介入の概念を体系的に説明した。今回はこの概念を取り消す、というのは、個人や集団の欠点を焦点を当て過ぎてしまふ傾向にあるからである。これに代わって、ごく普通の生活上のストレスサーと対処方法のパラダイムを採用する(Lazarus and Folkman)。生活ストレッサーと関連ストレッサーは(a)困難な人生の転換期と深く傷つくような生活上の出来事と悲劇的な出来事・(b)厳しい社会的

- 四、援助、人生の物語として評価などのあらゆる面に関する合意
- 五、統合された援助様式、方法そして技能
- 六、個人や集団の強さに焦点化
- 七、クライエントの活動と意思決定の強調
- 八、社会的環境、物理的環境および文化の広範な重要性
- 九、援助を受ける個人、家族および集団のライフコースの独自の次元への一貫した関心

一〇、実践の評価と知識に対する貢献

(前出 34p)

(6) 多様な因子と操作的診断による対処療法

発達障害の子どもたちが利用する福祉現場のスタッフの多くは、診断された障害を特に意識しないで直接介助しているだけでなく、当然と言えば当然ながら、特定された障害以外の障害の行動を感じることがよくある。つまり類型化された単一の障害に限定された特徴付けられた言動だけが観察されるということではないということだ。多くの現場では障害が重複されていると思われている。「医療モデル」との意識の乖離はそこでも生じている。これはより本質的な課題の解決をめざす場合、整理されねばならない意識の差と思える。

精神科医の岡田尊司氏は発達障害や不登校などの社会的失調の改善に「医療モデル」を超える新しい回復法として「愛着アプローチ」を提唱している。彼は、結核菌の感染で肺病を引き起こしていると診断されることで抗生物質による根治的治療が可能になったことや、I型糖尿病がインスリンの欠乏によつて起きていると診断することによってインスリン補充の治療を施し多くの命が救われたことを例に出し、「病因が単一で、その仕組みが解明されているものでは、しばしば医学的治療は劇的な回復をもたらす」(『愛着アプローチ』岡田尊司著 p6)と評価している。しかしその一方で、多くの社会的失調は環境因子を含む多因子によるものに由来する医療モデルの限界を指摘している。それゆえ「現実の多くの問題や障害は、ちゃんと診断基準があり、医学の名のもとに診断がのように診断そのものの曖昧さを厳しく指摘している。

たが、そうした方法では、客観的な根拠に基づいた診断がむずかしく、また診断する人による偏り(バイアス)も避けられない。(前掲 59p)

そうした混乱を開くため、診断基準DSMがつくられる。DSMが客観性を担保するために重視したのは、症状と経過といわれる。症状と経過の因果関係が認められれば、症状や経過がDSM基準に該当すれば指定する疾患や障害と認定する仕組みである。岡田氏はこれを本来の「医療モデル」ではなく「疑似的な医療モデル」と批判する。筆者が関わっている発達障害に関しては、現実の多くの問題や障害は、ちゃんと診断基準があり、医学の名のもとに診断が

医学は自覚ましく発展したとはいえ、現状では、薬物療法で根治できる病気というものは、そろ多くはない。精神疾患に限ると、薬で根治ができる病ものはごく限られてくる。うつ病やパニック障害の一部は、薬をうまく使えばめたら症状がぶり返すことが多い、症状を抑えているというのが現状だ。多くの場合は、少しは症状が軽減されたが、一進一退で、生殺しのような状態が続いているのがちだ。それが、薬物療法を中心とする医療の限界なのである。

(前掲 17p)

そして岡田氏は精神疾患や発達障害に関しては多因子であることのみならず、診断の仕組み自体に大きな壁があるとする。

本来の医学モデルでは、病気の原因を突き止めるところで診断がなされる。肺の炎症が結核菌によって起きていることがわかれれば、肺結核と診断がつく。それによって適切な治療も可能となる。

ところが、精神医学の領域の疾患では多因子による疾患や障害が多く、病因の解明が容易でないということもあり、病因によって診断をするということが現実にはむずかしい(中略)

もちろん、心の問題を探つて、原因を見つけ出すという試みも行われてき

護者や療育者が子どもの成長をあきらめてしまつることも起つていて。岡田氏はこうした弊害を指摘して、「医療モデルを超える新しい回復法」として「愛着アプローチ」を前掲の著書の中で展開している。多くの障害福祉の現場スタッフが類型化された障害名を意識から遠ざけて療育や支援にあたつていている事実は、彼らが意識するしないにかかわらず、対処療法だけでなく深いところから総体として障害児児を捉え成長を促そうとしているからだと考える。もつとも「この子らに何を言つても無駄と」あきらめてしまふスタッフも存在しているのも現実であることも付け加えておく。

児童精神医学の滝川一廣氏は著書『子どものための精神医学』の中で発達障害児への操作的診断、つまり「医学的名づけ」には「納得と安心」の力があると評価しつつ、次のような問題点を挙げている。

操作的診断は項目の機械的なチェックだけでできるので、それによる自己診断がたやすい。実際、自己診断したり、自分ばかりでなく身近な人を診断してみたりといいう方が増えている。その際、次の点に留意してほしい。

操作的診断は加点法だけでなされる。当てはまると思う項目を数え上げて一定数を超れば、その障害と診断する仕組みである。この障害ではこういう行動はふつうみられないとか、これがあればこの障害の可能性は薄いという逆のチェック項目も用意して減点法を加味するしくみになつていて。これは大きな不備。そのうえ、操作的診断のチェック項目の一つひとつはほとんどが非特異的なものである。だから、「○○障害」なのでは?と疑いながら加点法でチェックすれば、きっと当てはまるようみえてくる。

これらのために操作的診断は、どうしても過剰診断(本当はそうでないものまでそうと診断してしまう誤診)を引き起こしやすい。(『子どものための精神医学』滝川一廣著 61p)

てかえつて治療や成長の促進をあきらめてしまうこと、さらには対処療法に頼ることで根源的治療に向かわないことなどの弊害は向精神薬の服用の際にもよく見られる。多くの障害福祉の現場は成長段階の子どもの向精神薬服用に慎重になつていて推察している。直接介護に大きな影響が出ることが多いからだ。長年、発達障害薬物療法の課題に取り組んできたルポライターの嶋田和子氏は、例えばADHDの診断・治療についてアルゴリズム（診断・治療の流れ）が必ずしも守られていないと指摘している。著書の『発達障害の薬物療法を考える』で次のように述べている。

しかし、ADHDの治療について、アルゴリズム（治療の流れ）では薬物療法が第一ではないのである。二〇一六年に刊行された最新の『注意欠如・多動症—ADHD—の診断・治療ガイドライン』（じほう）では、ADHDの確定診断後まず行われるべきは、環境調整とSST（ソーシャルスキルトレーニング＝社会生活技能訓練）やペアレント・トレーニング、学校との連携などといった心理社会的な支援を優先することになつていている。それによつて十分な効果が望めない場合に薬物療法を追加すべきという姿勢なのだ。それは、ADHDの重症度（軽度・中等度・重度）の「重度」の場合であつても同様である。（p59～p60）

残念なことであるが、現実にはこのアルゴリズムは守られておらず、臨床の現場では薬物療法がほぼ第一となつてゐる。嶋田氏が例示してゐるのは厚生労働省精神・神経疾患研究委託費によるADHDの診断・治療ガイドライン作成をめざした研究班（ADHDの診断・治療指針に関する研究会）が一九九九年から版を重ねてきたもの（二〇一六版は第四版にある）で、医療関係者のみならず教育、福祉などの関係者の取り組みの指針となるべきものとされている。療育（社会心理的支援）との関連でいえば、安易に薬物療法しないように概ね以下のようないがいドライインが重要と思われる。①ADHDの診断・評価は

「症状」だけではなく成育歴や環境などの経過も踏まえて評価すること（診断・評価ガイドライン一三）②診断確定後も治療・支援対象であるADHD児の

全体像をみる観点をもつこと（治療・支援ガイドライン二）③ADHDの治療・支援は環境調整に始まる多様な心理社会的治療から開始すること（治療・支援ガイドライン三）④ADHDの心理社会的治療は、関係専門機関と連携しておこなうこと（治療・支援ガイドライン四）⑤薬物療法の効果不十分であれば薬物療法の中止の選択肢の可否を検討すること（治療・支援ガイドライン一三）、などである。

至極当然の指針と思うが、現実の臨床現場では守られていない。「子どもたちへの薬漬け」との「辛辣な」批判が後を絶たないほど「ガイドライン違反状況」は依然続いている。これは心理社会的な支援がわが国では十分に普及していないからだという意見がある。声に出さなくてもそうした批判が根底にあるから薬物療法が第一選択となる。ガイドラインが「理想論」だということだ。福祉の現場が頼りにならないから医療モデルだけで治療するということだ。では、はいとい何のためのアルゴリズムなのかと問い合わせたいところだ。

加えて、医療モデルが第一とする薬物療法の「効果」について、『ADHD診断・治療ガイドライン』の「治療・支援ガイドライン一三」の解説には、「十分な効果」として以下のようないがいドライインもある。

「十分な効果」はADHD症状がなくなることを意味していない。ADHD児の生活の質を悪化させ、対人関係を損ない、自信を失っていくという悪循環的な展開をとどめることができ、結果として肯定的に自己を捉え、良好な対人関係を結ぶ展開がはじめる程度の症状改善が生じてくれば、それが「十分な効果」である。

それならば、医療側が力量不足としている福祉現場での療育で十分ではないかと推察する。『Tsubame アプローチ』は、哲学的認識論をベースにして、いかと論証する。『Tsubame アプローチ』は、哲学的認識論をベースにして、いかと推察する。『Tsubame アプローチ』は、哲学的認識論をベースにして、いかと論証する。

まずは、逸脱時（行動障害時）の章と事例二を紹介する。

(A) 逸脱時（行動障害時）

子どもたちが自分の心をコントロールできないような逸脱状態はパニックの生活の質を悪化させ、対人関係を損ない、自信を失っていく悪循環的な受容と交流の考え方である。後半の「間」と療育の章及び事例三では、現象学による時間と空間の哲学による論証を試みた。章が時間と空間について論じていることと事例三が対象児童の描いた画の解説となつたためである。とはいっても、そこでも子どもの成長を構成主義による認識論からとらえていることは言ふまでもない。また、いずれの論証も現場のアプローチとしてどのように適応していくのかを念頭に置いて記述している。以下にその章とそれを示す事例を載載する。

共鳴する安定した時空の間を作り、心をコントロールする力を培うことを主要な療育的課題として大きな効果を上げている。一法人のつばめ会ですらかなりの療育効果をあげている。とすれば、ガイドラインの薬物療法でいう「十分な効果」が上がっているにもかかわらず、心理社会的支援がわが国では十分に普及していないという見解は一体どの調査から導き出されたもののかという疑問が生じる。これが医療側の強いパーソナリズムのなせる誤謬だとすれば、福祉と医療の連携は深いところから見直さねばならないということである。そしてあらためて問わねばならない。いつのためのアルゴリズムなのか。関係機関の真剣な議論が必要ではないだろうか。

このような「疑似的な医療モデル」のもたらす様々な弊害は福祉の立場からも是正を求めるべきであろうが、事例一で示されるように、わが国では福祉と医療の連携そのものが成立しない状況にある。日本の医療のパーソナリズムがそれほど強いということである。筆者は『Tsubame アプローチ』の有効性を哲学的認識論から論証できれば、こうした現実つまり「疑似的な医療モデル」がもたらす弊害や混乱が少しでも整理され減少できると考えている。

(7) 「Tsubame アプローチ」と哲学的認識

パンフレット『Tsubame アプローチ』は二つの柱を持つ。一つは心をコントロールする力を培うこと、今一つは感動や共鳴を生む「時空の間」を創生することである。二つの柱はアプローチ全体の基礎となつてゐる「共感的受容と交流」を実践していく上で支援者がいつも心にかけていかねばならない目標である。その基本に沿つてアプローチの再考作業の対象にしたのが、パンフレットのなかの逸脱時（行動障害時）の章と「間」と療育の章の二つとなる。理解が容易になるようパンフレットの本文と、それに関わる事例（事例二と事例三）を紹介して、その上で一つひとつについて認識論としてまた福祉的アプローチとしてどう問われているのかを論述してみる。

最初に紹介するのは逸脱期（行動障害時）の章と事例一はカントの構成主義による論証で、ここでは逸脱時について述べ、その克服を通じて心をコント

ロールする力を培うことの重要性を訴えている。特徴的なのはパニックをどちらかと言えば肯定的に捉えることにある。もちろん支援の基礎にあるのは共感的受容と交流の考え方である。後半の「間」と療育の章及び事例三では、現象学による時間と空間の哲学による論証を試みた。章が時間と空間について論じていることと事例三が対象児童の描いた画の解説となつたためである。とはいっても、そこでも子どもの成長を構成主義による認識論からとらえていることは言ふまでもない。また、いずれの論証も現場のアプローチとしてどのように適応していくのかを念頭に置いて記述している。以下にその章とそれを示す事例を載載する。

れば、心因性のストレスは減少することはありません。寄り添うこと、傾聴することわざのわからない被抑圧的感情を言葉で表現すること（代弁・感情の社会化）などを通してカタルシス効果が出てストレスが発散されるのです。

もう一つの目的は、心をコントロールする力を持つこと（つまり自我（意志）を育むことです。その意味では平常時と基本は同じです。共感的受容と交流の理論では、クールダウンの初めからパニックになつた子どもと交流しますが、後半は社会規範を学ぶために協同作業を開拓します。支援者が次第に自分の心を取り戻した子どもと一緒に周辺の環境を整えたりかいふくさせたりするとで社会のルールを学び、自我を育んでいきます。

（事例二）

児童Aは小規模な小学校の三年生。つばめ会に通所し始めたころは学校関係者からはその逸脱ぶりからかなり「問題児」扱いされていた。相談事業所からの紹介・引継ぎだけでなく、わざわざ学校の担任やスクールソーシャルワーカーから別の日に問題行動の説明を受けたくらいであった。筆者が学校へ迎えに行つたときに職員から「その子のことは学校中の誰もが知っています」と言わることがあった。その時は苦笑いで済ますことにした。母親も学校からかなり呼び出され苦情を聞かされていたという。

通所開始からしばらくは観察をしていたが、特に指摘されていた女児や女性指導員へのボディタッチは、その都度の支援の効果もあり軽度なものに変化していました。学校からは「つばめ会に通うようなつてからずいぶん落ち着いてきました」と大変よろこんでもらつていて。「かなりの問題児」ではなくなつたということである。逸脱行為をどちらかと言えば肯定的に捉え、心をコントロールする力を培う好機と考えアプローチした職員の努力が実つた形となつた。おそらくは共感的受容と交流を基本としたつばめ会職員の当該児童に対する見方がAに自己肯定感を高める良い影響を与えたのではないかと推察している。

ある日学校に迎えに行つたときのこと。Aは集団下校前でまだ校門付近で友達と遊んでいた。そこへメモをもつた男性教諭がAのもとへ駆けてきた。手渡

したプリントに何か足りないところがあつたのか、持つてくれたメモをそこに貼り付けようとしたのだが、そのプリントがランドセルの中に無いらしい。男性教諭もランドセルの中を探すが見つからない。「どこに置いた」と叱責されている。しばらくの間、Aは困惑しているのか茫然自失の状態だったが、ふと気が付き教室に走つて戻る。やがてうれしそうな顔をしてみんなのところに帰ってきた。これで解決したと安心していると、こんどは別の女性教諭がAのところにきて「みんなを待たせて迷惑かけたからお詫びをしなさい」と頭を押さえて指導する。謝ることには慣れているのか、Aは逆らいもせずにこりと頭を下げた。

どこの学校にあるありふれた光景であるし、教師の指導が特段間違っているということではない。しかしながらまたま校門まで送つてくれたその女性教師

に私はこう言つた。「先生、叱ることも謝罪されることも大切ですが、その前に思い起こして走つて教室にプリントを取り戻したAやおとなしく待つていたクラスメートを褒めてあげるべきではなかつたでしょうか」と。女性教諭はハッとした顔をして私を見てきた。

発達に関する障害がある場合、周囲の実在的世界や自己を固有の時間軸に位置づけることが困難となることがある。忘れ物が多くなることもその一つの表れと考えられる。この場合、学校で学んだことを宿題という課題で復習することや、お知らせを持って帰つて保護者に届けるという役割を自己認識（そのような存在である意識）が希薄になりがちだ。時間は内感の形式である。つまり自己と自己の内的状態（こころ）を直観する形式とされる。継起的に起こる表象を私固有の時間系列のうちで、内官の形式に従つて自己であることを意識しつつ構成を重ねることができなければ自己の認識は困難となる。それは逸脱や社会的失調として現れる。このことは認知症患者の見当識障害でも推察できる。一般的に見当識障害は時間の見当識障害からはじまり、やがて空間の見当識障害に至るとされる。そして最後に「人」の見当識障害になると、固有の時間軸の中に自己を位置づける構成が不調になる、つまり時間と空間の認知が不する。

であることはこの論文で事例をあげてかなり指摘しているので、ここでは省略する。

（B）「間」と療育

「間」は伝統文化、武道、日本建築でも達人の技として重要視されています。常態を少しずらすことを行為者や対象に注意を向かわせる大きな効果が期待できます。規則正しさだけが絶対ではなく、時間軸でいえば「待つ」ととも「待たない」ときも有効となる変幻自在さがその特性です。対人援助の療育の場でもきわめて有効になります。バイステックの対人援助七原則にある意図的な感情表出の原則に照らしても、生きづらさを抱える子どもたちが自発的に表現しやすいように「間」を意識してつくっていくことは、とても大切なことになります。パニック時の子どもとその状況を共有しコミュニケーションしていくことがます。パニック時の子どもとその状況を共有しコミュニケーションしていくことが大変困難な支援ですが、その際も「間」が重要な役割を果たします。子どもが冷静さを取り戻すために時間と空間の「間」が必要なだけでなく、支援する側が自分の心をコントロールするためにも必要です。

絶妙な「間」のとり方は、その変化が共感となつて「共同の时空」つくり、それが広がつて信頼関係を形成します。このように感動や共鳴を生む「时空の間」（時間と空间を結びつける行為としての間）は、交流を通して自我を育み、心をコントロールする力を培うつばめ会の療育にとって大きくて大切です。関係性的の発達が遅れ、外の世界とうまく繋がらない子どもたちにとって、支援者と子どもがつくる「共同の时空」やその微妙な変化は療育の大切な要素なので

いものと確信している。しかし当時は、共感を生む「時空の間」の創出するとの必要性をどう論証していくのかという課題が残ったままのパンフレット発刊であった。

前出の滝川一廣氏は、「精神発達は「共有の発達」「共同性の獲得」という構造を持っている。ここに精神発達の本質がある。」とする。(滝川一廣著『子どもための精神医学』p.11)

そして、以下のように説明している。

精神発達とは、一個の個体（孤体）として生まれた子どもが、感覚を共有し、情動を共有し、関心を共有し、ふるまいを共有し、認識を共有し（中略）というようにまわりの人びとの分かちあいを進めて社会的・共同的な存在へと育つていく歩みである。（中略）

発達障害は、認識的にせよ、関係的にせよ、体験の共有におくれをもつところに本質がある。（前出 186p）

滝川氏によると、あくまでも個体である「わたし」が共同の世界に在る「わたしたち」の「わたし」になることが精神発達となる。発達障害の子どもたちは、「わたしたち」の「わたし」になり切れずに苦しんでいることになる。とすれば、発達過程で自己認識と存在の確認の作業を繰り返す療育が必要で、そのためには「わたしたち」の「わたし」を実感できる「共感を生む時空の間」の創出が必要と考える。それは、「現存在が時間的存在」であるからだ。哲学的認識論では、前述したとおり固有の時間軸に自己を構成することで人は自己の認識と存在を確認する。それ故「現存在は時間的存在」なのであるし、発達に障害のある子どもたちの「悟性」が自己認識を果たすとき、「Tsubame アプローチ」のような福祉的アプローチが効果的な働きをしなければならないと信じる。人は内的経験を構成するときは他者の内的経験をも構成して（こころ）を形成していくからだ。

場所になつてはいる。指導する先生はそんなFを共感的に受容し、長い間あたたかい目で見守っていた。子どもたちが宿題をする場所とは少し離れた別の机でひとり絵を描き続けていたFであったが、いつの頃か他の子どもたちがいる机に入ってきたということである。集団の中に入れないのでいわば引き籠った状態のFであったが、それでも指導員は無理のない程度に集団のセッションである「始めの会」や「終わりの会」に付き添いながら参加させていた。そんな努力が少しずつ実ってきたのが昨年の五月頃。Fの絵に機関車ものではない別のアニメのキャラクターが登場してきた。それが図②である。この頃から絵画講座でも事物の模写ができるようになった。同時に一部の色の名前も覚え正確に使いうようになる。Fの意識が外部の実在的世界に向き多様なものを統合して認識するようになる。秋になると、花屋さん、人の顔、クリスマス、節分の絵などを描く対象が大きな広がりをみせていく。

六月のある日、久しぶりに始めた会の司会をした女児Sが、点呼時に自分が名前を呼び自分で「ハーハー」と高い声で答える場面があつた。とてもおかしく日替わりで講座を設定しているにも二階から降りてきて参加できるようになりだした。七月末の英語講座では手をつけないで歌やダンスの輪の中に入ることができ、八月からはその英語講座に最初から最後まで参加できるようになつてきた。

管理者はこの時期Fの言語発達がめざましかつたことや、学校でひらがなを取得したことを考慮して、始めの会や終わりの会での点呼の役割を与えたが、やがてすらすら読めるようになつている。発達心理学者ヴィゴツキー

の提唱する「最近接領域」でのアプローチともいえるこの介入は功を奏し、Fの言語と文字能力は飛躍的に高まる。

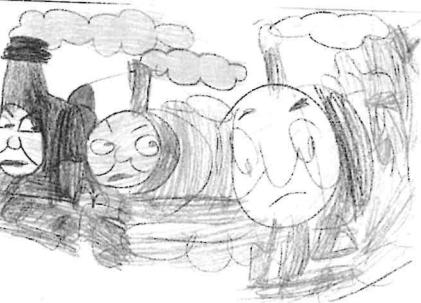
周囲がその成長ぶりに驚いていた七月のある日、Fは図③の絵を描く。いつもアニメキャラクターではない。つばめ会の一階ホールの絵である。いわばFが最も楽しい時間帯を空間にして描いたものだ。Fは通所以来一年以上、二階で「引きこもり状態」にあつたと言える。集団に適応できないでいたからだ。長い間、彼がつばめ会で最ものびのびと楽しめたのは子どもたちの多くが帰宅した五時以降であったのだ。つばめ会では五時から指導員と子どもが一緒にになって掃除が始まる。Fは掃除機が大好きだ。その掃除機はこの絵の中心に位置づけられている。そのほか壁に貼り付けられた自分の絵や自画像、ホールの床にテープで張り付けられた昔ながらの遊びの場、などお気に入りが生き生きと描かれている。Fは自分が過す五時以降のつばめ会での自由な時間帯を絵として空間化したのである。Fにとって空間化されたこの時間帯は確かに閉じこもつていた一年五ヵ月間の五時以降の穏やかに過ごせる過去の時間帯ではあるが、同時に五時以降にかかるわらず集団の中で伸び伸びとした絵を描いた時点以降の未来をも含んでいる。Fは自分の意識の中でこのホールではこれからも伸び伸び過ごせると予期している。その予期こそがFにこの絵を描かせたのだ。

Fの急成長と絵は現象学でいう「未来につながる空間」の存在を想起させてくれる。そして、「未来が「きみの」未来になつたそのとき、きつときみは気づくだろう。時間とは単に人を束縛する牢獄ではなく、ひとりひとりの人間がつくりあげていく、自由に満ちたくうかんであることを。」「時間って何？流れるのは時？それとも私たち？」岩崎書店(76p) というドイツ哲学の専門家クリストフ・ブトンの言葉を彷彿とさせる。

現象学は主観—客観の不一致というカント以来の難問題を、時間と空間の認識から解明しようとする。「過去保持」「未来保持」と呼ばれる「意識の志向性」によって「内的時間」の対象化を前提にわれわれが日常的に想定している「客

観的時間」が生まれる。この時、時間は過去→現在→未来の方向性が意識され時間が空間化される。『Tsubame アプローチ』はこの「時間の空間化」をアプローチに活用する。章の中では「絶妙な「間」のとり方は、その変化が共感となつて「共同の時空」つくり、それが広がって信頼関係を形成します。」と記し、そのうえで「感動や共鳴を生む「時空の間」(時間と空間を結びつける行為としての間)は、交流を通して自我を育み、心をコントロールする力を培うつばめ会の療育にとってきわめて大切です」と、「こころ」の成長を促す、いわば支援行為としての「時間の空間化」としての重要性を記している。

人が周囲の実在的世界の中で自己の存在を確認し前へ進もうとするときは、過去から未来につながる時間が空間化される。支援の現場では“結果として空間化される”ということではなく、“アプローチの目標として、感動や共鳴を生む「時空の間」を創出していくことの重要性を訴えている。それ故、『Tsubame アプローチ』はこの作用を積極的にアプローチとして組みこむ。体験の共有におけるをもつ発達障害の子どもへのアプローチに際し、このような安定した時間と空間の「間」を創出することが、『Tsubame アプローチ』のめざす「環境の調整」なのである。



図①. 機関車アニメのキャラクターの絵



図②. 別のアニメキャラクターの絵

(社会理論学会会員)



図③. つばめ会一階ホールの絵